

【必須】申請に必要な基本情報入力シート

※他のシートに自動転記されますので、色つきセルに必ず入力ください。

1 申請法人の情報

フリガナ			
法人名称			
法人所在地	(郵便番号)		
	県		
法人連絡先	電話番号		
	E-mail		
法人代表者の職・氏名	職名	氏名	
申請に関する担当者	職名	氏名	

2 補助金振込先口座情報

申請者（法人代表者）と口座名義人が異なる場合は✓を入力してください。

受領については下記の口座名義人に委任する。	
金融機関名	
金融機関コード(番号)	
支店名	
支店コード(番号)	
預金種別【プルダウン選択】	
口座番号	
口座名義	
口座名義フリガナ(半角)	

補助金交付申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

E-mail

障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金
第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

円を交付願いたく、補助金交付要綱

1. 事業の内容及び経費区分（別紙）

(様式1) 総括表

事業所・施設 の 状況	フリガナ		事業所番号
	事業所・施設の名称		
	事業所・施設の所在地	(郵便番号	-)
	連絡先	電話番号	
		E-mail	
管理者の氏名			

申請内容

		サービス種別	定員	申請額
入所①	ア	福祉型障害児入所施設	名	円
	イ	医療型障害児入所施設	名	円
小 計			名	円
入所②	ア	短期入所（単独型、併設型）	名	円
	イ	施設入所支援	名	円
	ウ	共同生活援助	名	円
小 計			名	円
通所系	ア	療養介護	名	円
	イ	生活介護	名	円
	ウ	自立訓練（機能訓練）	名	円
	エ	自立訓練（生活訓練）	名	円
	オ	就労移行支援	名	円
	カ	就労継続支援A型	名	円
	キ	就労継続支援B型	名	円
	ク	児童発達支援	名	円
ケ	放課後等デイサービス	名	円	
小 計			名	円
訪問系	ア	居宅介護	名	円
	イ	重度訪問介護	名	円
	ウ	行動援護	名	円
	エ	同行援護	名	円
	オ	就労定着支援	名	円
	カ	自立生活援助	名	円
	キ	計画相談支援	名	円
	ク	地域移行支援	名	円
	ケ	地域定着支援	名	円
	コ	障害児相談支援	名	円
	サ	保育所等訪問支援	名	円
	シ	居宅訪問児童発達支援	名	円
小 計			名	円
合 計			名	円

※内容をご確認のうえ、各項目に「○」をつけてください。（全ての項目に「○」をつけないと申請できません。）

誓約事項	
	令和6年12月1日時点で現に指定等を受けており、かつサービスを提供している。また、一時金の申請時点で廃止していない。
	障害サービスと介護サービスの両方の指定を受け、基準上の設備を共用する施設・事業所については、介護分の高齢者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金の交付を受けていない（共生型サービスを含む）。※障害・介護のいずれか一方のみ指定を受けている場合であってもチェック
	訪問系サービスを提供している施設・事業所において、基準上の設備を共用する複数サービスの指定を受けている場合は、複数サービスを重複して申請していない。
	サービス種別・定員等の申請内容に相違ない。
	一時支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により受領した場合は、一時支援金の支給決定を取り消したうえで、全額返還すること。また、兵庫県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息(年10.95%の割合)が生じること。
	<p>補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。 なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。</p> <p>1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。 (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。 (3) 間接補助事業を行う場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者をその受託者としめないこと。 (4) 知事が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。</p> <p>2 補助金申請時の留意事項について (1) 兵庫県福祉部補助金交付要綱第15条に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。 (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。 (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。 (5) 暴力団等であるとき。 2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。 3 知事は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。</p> <p>(2) 地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。 第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。</p>